

第74回 税理士試験

〔 所得税法 〕

解答速報

第74回 税理士試験 所得税法

Z-74-C [第一問] 解答

問1 令和6年2月某日、税理士であるあなたは、居住者Aから「保有している動産Xをフリーマーケットアプリで売却したいと考えている。動産Xの売却による利益又は損失の所得税法上の取扱いはどうなるのか。」との質問を受けた。

あなたがAの質問に答える際に関係する、次の(1)~(3)の間に答えなさい。

(注) Aによる動産Xの譲渡に継続性はないものとする。

- (1) 所得税法における「生活に通常必要でない資産」の意義について簡潔に説明しなさい。
- (2) 動産Xが、所得税法における「生活に通常必要でない資産」に該当するときにおける利益又は損失の所得税法上の取扱いについて簡潔に説明しなさい。
- (3) 動産Xが、所得税法における「生活に通常必要な動産」に該当するときにおける利益又は損失の所得税法上の取扱いについて簡潔に説明しなさい。

(1)について

生活に通常必要でない資産の意義 (令178) **5**

生活に通常必要でない資産とは、次に掲げる資産をいう。

- (1) 競走馬（事業用を除く。）その他射こう的行為の手段となる動産
- (2) 別荘その他主として趣味、娯楽、保養又は鑑賞の目的で所有する資産（(1)及び(3)に該当するものを除く。）
- (3) 生活用動産のうち、譲渡した場合に非課税とされないもの

(2)について

1 利益の取扱い

(1) 所得区分 (法33) **2**

生活に通常必要でない資産の譲渡による所得は、譲渡所得とされる。

(2) 所得の金額の計算 (法33) **3**

譲渡所得の金額は、保有期間が5年以下の資産、保有期間が5年を超える資産に区分し、それぞれその年中の譲渡所得に係る総収入金額から取得費及び譲渡費用の額の合計額を控除し、その残額の合計額から譲渡所得の特別控除額（最高50万円）を控除した金額とする。

(3) 課税方法 (法22) **2**

譲渡所得の金額は、他の所得と総合して総所得金額を構成し、超過累進税率により所得税が課税される。

この場合、保有期間が5年を超える資産に係る譲渡所得の金額は、その2分の1相当額を他の所得と総合する。

2 損失の取扱い (法69②) **6**

生活に通常必要でない資産の譲渡による損失の金額は、譲渡所得内において通算され、これにより通算しきれない損失の金額は生じなかったものとみなす。したがって、他の各種所得の金額と通算できず、打ち切られる。

(3)について

1 利益の取扱い(法9①九) 6

自己又はその親族が生活の用に供する家具、衣服等の生活に通常必要な動産で一定のものの譲渡による所得は、非課税とされる。

2 損失の取扱い(法9②一) 6

上記1の資産の譲渡による損失の金額は、ないものとみなす。したがって、譲渡所得内において内部通算できず、打ち切られる。

問2 令和6年分の居住者の所得税の確定申告について、「確定申告書を提出しなければならない場合」と「確定申告書を提出することができる場合(確定損失申告を含む。)」に分けて簡潔に説明しなさい。

(注1) 準確定申告について説明する必要はない。

(注2) 所得税法第121条(確定所得申告を要しない場合(給与所得、退職所得、公的年金等を有する場合の特例))について考慮する必要はない。

1 確定申告書を提出しなければならない場合

確定所得申告(法120) 8

居住者は、その年分の課税標準の合計額が所得控除額の合計額を超える場合において、各課税標準から所得控除額を控除した後の金額を各課税所得金額とみなして計算した所得税額の合計額が配当控除額及び年末調整に係る住宅借入金等特別控除額との合計額を超えるとき(所得税額の計算上控除しきれなかった外国税額控除額、源泉徴収税額又は予納税額がある場合を除く。)は、第3期において、税務署長に対し、確定申告書を提出しなければならない。

なお、下記2(2)の申告書を提出する場合を除く。

※ 第3期とは、その年の翌年2月16日から3月15日までの期間をいう。

2 確定申告書を提出することができる場合

(1) 還付等を受けるための申告(法122) 6

居住者は、その年分の所得税につき所得税額の計算上控除しきれなかった外国税額控除額、源泉徴収税額若しくは予納税額があり、これらの金額の還付を受ける場合には、税務署長に対し、確定申告書を提出することができる。

なお、下記(2)の申告書を提出することができる場合を除く。

また、外国所得税額の控除不足額等の繰越の適用を受けようとする場合で一定のときも、税務署長に対し、確定申告書を提出することができる。

(2) 確定損失申告(法123) 6

居住者は、次のいずれかに該当する場合において、その年の翌年以後において純損失若しくは雑損失の繰越控除の適用を受け、又は純損失の繰戻しによる還付を受けようとするときは、第3期において、税務署長に対し、確定申告書を提出することができる。

① その年に生じた純損失の金額がある場合

② その年に生じた雑損失の金額がその年分の課税標準の合計額を超える場合

③ その年の前年以前3年内(一定の場合は5年内)の各年に生じた純損失の金額及び雑損失の金額でその年に繰越された金額の合計額が、その年分の合計所得金額を超える場合

Z-74-C [第二問] 解答

問

I 各種所得の金額の計算

(単位：円)

区 分	金 額	計 算 過 程
不動産所得	△1,651,351	<p>1 総収入金額</p> <p>(1) 賃貸併用住宅 (合計 245,000)</p> <p>① 賃料</p> $(80,000 \times 2 + 50,000 + 100,000) \times \frac{1}{2} = \underline{155,000} \quad [1]$ <p>② 礼金</p> $(80,000 + 100,000) \times \frac{1}{2} = \underline{90,000} \quad [1]$ <p>(2) 相続取得アパート (合計 1,270,000)</p> <p>① 賃料</p> $1,200,000 - \underline{100,000} + \underline{150,000} = 1,250,000$ <p>② 敷金</p> $100,000 \times 20\% = \underline{20,000} \quad [1]$ <p>(3) 総収入金額合計</p> $(1) + (2) = 1,515,000$ <p>2 必要経費</p> <p>(1) 租税公課</p> <p>① 賃貸併用住宅 (合計 340,000)</p> $240,000 \times 50\% \times \frac{40 \text{ m}^2 + 40 \text{ m}^2}{240 \text{ m}^2 (\text{※})} = \underline{40,000} \quad [1]$ <p>※ $40 \text{ m}^2 + 40 \text{ m}^2 + 40 \text{ m}^2 + 40 \text{ m}^2 + 80 \text{ m}^2 = 240 \text{ m}^2$</p> <p>② 相続取得アパート</p> $\underline{300,000} \quad [1]$ <p>(2) 管理料 (合計 310,000)</p> <p>① 賃貸併用住宅</p> $120,000 \times \frac{1}{2} = \underline{60,000} \quad [1]$ <p>② 相続取得アパート</p> $\underline{250,000} \quad [1]$ <p>(3) 水道光熱費 (合計 170,000)</p> <p>① 賃貸併用住宅</p> $660,000 \times \frac{40 \text{ m}^2 + 40 \text{ m}^2}{240 \text{ m}^2} \times \frac{1}{2} = \underline{110,000} \quad [1]$ <p>② 相続取得アパート</p> $\underline{60,000} \quad [1]$ <p>(4) 減価償却費</p> <p>① 賃貸併用住宅 (建物)</p> <p>※</p> $84,700,000 \times 0.030 \times \frac{3}{12} \times \frac{40 \text{ m}^2 + 40 \text{ m}^2}{240 \text{ m}^2} \times \frac{1}{2}$ $= \underline{105,875} \quad [1]$ <p>※ $77,000,000 + 11,000,000 \times 0.7 = 84,700,000$</p>

		<p>② 賃貸併用住宅 (建物附属設備) ※ $24,200,000 \times 0.067 \times \frac{3}{12} \times \frac{40 \text{ m}^2 + 40 \text{ m}^2}{240 \text{ m}^2} \times \frac{1}{2}$ $= 67,559$ 1</p> <p>※ $22,000,000 + 11,000,000 \times 0.2 = 24,200,000$</p> <p>③ 賃貸併用住宅 (構築物) ※ $12,100,000 \times 0.100 \times \frac{3}{12} \times \frac{40 \text{ m}^2 + 40 \text{ m}^2}{240 \text{ m}^2} \times \frac{1}{2}$ $= 50,417$ 1</p> <p>※ $11,000,000 + 11,000,000 \times 0.1 = 12,100,000$</p> <p>④ アパート建物 $15,000,000 \times 0.046 \times \frac{9}{12} = 517,500$ 1</p> <p>⑤ 減価償却費の合計額 $\text{①} + \text{②} + \text{③} + \text{④} = 741,351$</p> <p>(5) 保険料 (合計 55,000) ① 賃貸併用住宅 $360,000 \times \frac{3}{36} \times \frac{40 \text{ m}^2 + 40 \text{ m}^2}{240 \text{ m}^2} \times \frac{1}{2} = 5,000$ 1</p> <p>② 相続取得アパート $50,000$ 1</p> <p>(6) 支払利息 $120,000 \times \frac{40 \text{ m}^2 + 40 \text{ m}^2}{240 \text{ m}^2} = 40,000$ 1</p> <p>(7) その他諸経費 (合計 1,510,000) ① 賃貸併用住宅 (建物登記諸費用等) $240,000 \times \frac{40 \text{ m}^2 + 40 \text{ m}^2}{240 \text{ m}^2} \times \frac{1}{2} = 40,000$ 1</p> <p>② 相続取得アパート $1,300,000 + 170,000 = 1,470,000$ 1</p> <p>(8) 必要経費合計 3,166,351 $3 \quad 1 - 2 = \Delta 1,651,351$</p>
給与所得	4,121,000	<p>1 収入金額 $6,950,000 - 360,000 = 6,590,000$ 1</p> <p>2 給与所得控除額 $6,590,000 \times 20\% + 440,000 = 1,758,000$</p> <p>3 特定支出控除額 (1) $600,000 + 1,200,000 - 560,000 + 350,000 = 1,590,000$ (2) $1,758,000 \times \frac{1}{2} = 879,000$ (3) $(1) - (2) = 711,000$ 1</p> <p>4 $1 - 2 - 3 = 4,121,000$</p>
譲渡所得 上場株式等に係る譲渡 所得等	1 400,000	<p>E社株式 400,000 ※ 非課税口座の譲渡損失はないものとみなす 1</p>

一般株式等に係る譲渡所得等	1,824,737	C社株式 $\begin{aligned} & \text{※1} & \text{※2} \\ & 3,000,000 - (25,000 \times 30 \text{株} + 425,263) = 1,824,737 \\ & \text{※1} & \text{1株当たりの取得費} \\ & \frac{500,000 + 2,500,000}{10 \text{株} + 50 \text{株} + 60 \text{株}} = \underline{25,000} \quad \boxed{1} \\ & \text{※2} & \text{相続税額の取得費加算} \\ & 9,090,000 \times \frac{4,000,000}{51,300,000} \times \frac{30 \text{株}}{50 \text{株}} = \underline{425,263} \quad \boxed{1} \end{aligned}$
(長期譲渡) 所得	8,455,491	(1) 不動産の譲渡所得の課税の特例の適用の可否及び適用できる場合には、特例の名称を述べなさい。 <u>特定の事業用資産の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例の適用が可能である</u> $\boxed{1}$ (2) 総収入金額 ① 土地の収入金額 $52,000,000 \times 20\% = \underline{10,400,000} \quad \boxed{1}$ ② 建物の収入金額 $\underline{3,000,000} \quad \boxed{1}$ (3) 取得費 ① 土地の取得費 $52,000,000 \times 5\% \times 20\% = \underline{520,000} \quad \boxed{1}$ ② 建物の取得費 $\begin{aligned} & \text{※} \\ & 3,304,500 - (103,500 + 517,500) = \underline{2,683,500} \quad \boxed{1} \\ & \text{※} \quad 15,000,000 \times 0.9 \times 0.046 \times \frac{2}{12} = 103,500 \end{aligned}$ (4) 譲渡費用 ① 土地の譲渡費用 $(30,000 + 1,881,000) \times \frac{52,000,000}{55,000,000} \times 20\% = \underline{361,352} \quad \boxed{1}$ ② 建物の譲渡費用 $(30,000 + 1,881,000) \times \frac{3,000,000}{55,000,000} = \underline{104,236} \quad \boxed{1}$ (5) 相続税額の取得費加算額 ① 土地の取得費加算額 $9,090,000 \times \frac{30,000,000}{51,300,000} \times 20\% = \underline{1,063,157} \quad \boxed{1}$ ② 建物の取得費加算額 イ $9,090,000 \times \frac{1,500,000}{51,300,000} = 265,789$ ロ $(2)② - ((3)② + (4)②) = 212,264$ ハ イ > ロ $\therefore \underline{212,264} \quad \boxed{1}$ (6) 譲渡損益 ① 土地の譲渡損益 $(2)① - ((3)① + (4)① + (5)①) = 8,455,491$ ② 建物の譲渡損益 $(2)② - ((3)② + (4)② + (5)②) = 0$

配当所得(総合課税)	<u>1</u> 250,000	(1) F社配当 100,000 (2) 特定証券投資信託 150,000 (3) (1)+(2)=250,000
(一時)所得	<u>1</u> 500,000	生命保険金 2,000,000-1,000,000-500,000=500,000 ※ 解体助成金は課税されない

II 課税標準額の計算

(単位:円)

区 分	金 額	計 算 過 程
総所得金額	2,969,649	$250,000 + 4,121,000 - 1,651,351 = 2,719,649$ (経常所得から控除している <u>1</u>) $2,719,649 + 500,000 \times \frac{1}{2} = 2,969,649$
上場株式等に係る譲渡所得等の金額	<u>1</u> 100,000	上場株式等の繰越控除 $400,000 - 300,000 = 100,000$
一般株式等に係る譲渡所得等の金額	1,824,737	
上場株式等に係る配当所得等の金額	0	
長期譲渡所得金額	8,455,491	
課税標準額の合計	13,349,877	

III 所得控除額の計算

(単位:円)

区 分	金 額	計 算 過 程
雑損控除	765,013	(1) $3,100,000 - 1,000,000 = 2,100,000$ <u>1</u> (2) $13,349,877 \times 10\% = 1,334,987$ (3) (1)-(2)=765,013
社会保険料控除	798,000	
(小規模企業共済等掛金控除)	<u>1</u> 240,000	
障害者控除	<u>1</u> 0	母は別生計親族であるため適用なし
生命保険料控除	<u>1</u> 82,500	(1) 一般分 旧一般のみで計算する方が有利 $37,500 + (70,000 - 50,000) \times \frac{1}{4} = 42,500$ (2) 個人年金分 ① 旧個人年金 $25,000 + (40,000 - 25,000) \times \frac{1}{2} = 32,500$ ② 新個人年金 $30,000 + (50,000 - 40,000) \times \frac{1}{4} = 32,500$ ③ ①+②>40,000 ∴ 40,000 (3) (1)+(2)=82,500
(地震保険料控除)	<u>1</u> 7,500	$360,000 \times \frac{3}{36} \times \frac{40\text{m}^2 + 80\text{m}^2}{240\text{m}^2} \times \frac{1}{2} = 7,500$

配偶者控除	1	0	適用なし
配偶者特別控除			適用なし
扶養控除		0	長男は16歳未満であるため対象外
基礎控除	1	480,000	$13,349,877 + 300,000 \leq 24,000,000$
所得控除の合計額		2,373,013	

IV 課税所得金額の計算

(単位：円)

区 分	金 額	計 算 過 程
課税総所得金額	596,000	$2,969,649 - 2,373,013 = 596,000$ (千円未満切捨)
上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額	100,000	(千円未満切捨)
一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額	1,824,000	(千円未満切捨)
上場株式等に係る課税配当所得等の金額	0	
課税長期譲渡所得金額	8,455,000	(千円未満切捨)

V 税額控除額及び税額の計算

(単位：円)

区 分	金 額	計 算 過 程
算出税額		
課税総所得金額に対する税額	29,800	$596,000 \times 5\% = 29,800$
上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額に対する税額	15,000	$100,000 \times 15\% = 15,000$
一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額に対する税額	273,600	$1,824,000 \times 15\% = 273,600$
上場株式等に係る課税配当所得等の金額に対する税額	0	
課税長期譲渡所得金額に対する税額	1,268,250	$8,455,000 \times 15\% = 1,268,250$
小 計	1,586,650	
配当控除	1 8,750	(1) E株式分 $100,000 \times 5\% = 5,000$ (2) 特定投資信託分 $150,000 \times 2.5\% = 3,750$ (3) (1)+(2)=8,750

住宅借入金等特別控除	1 <u>115,500</u>	<p>床面積 $240\text{m}^2 \geq 50\text{m}^2$</p> <p>居住割合 $\frac{40\text{m}^2 + 80\text{m}^2}{240\text{m}^2} \geq \frac{1}{2}$</p> <p>合計所得金額 $13,349,877 + 300,000 \leq 20,000,000$</p> <p>∴ 適用あり</p> <p>(1) 住宅の取得対価</p> $(110,000,000 + 11,000,000) \times \frac{40\text{m}^2 + 80\text{m}^2}{240\text{m}^2} \times \frac{1}{2}$ $= 30,250,000$ <p>(2) 住宅借入金等の金額</p> $33,000,000 \times \frac{40\text{m}^2 + 80\text{m}^2}{240\text{m}^2} = 16,500,000$ <p>(3) (1) \geq (2) ∴ 16,500,000</p> $16,500,000 \leq 50,000,000 \quad \therefore 16,500,000 \times 0.7\% = 115,500$ <p style="text-align: right;">(百円未満切捨)</p>
差引所得税額	1,462,400	
復興特別所得税額	30,710	$1,462,400 \times 2.1\% = 30,710$ 1
所得税等の源泉徴収税額	1 <u>189,287</u>	$151,000 + 15,315 + 22,972 = 189,287$
所得税等の申告納税額	1,303,800	(百円未満切捨)
所得税等の予定納税額	0	
納付すべき税額又は還付される税額	1,303,800	

●合否のポイント

今回の本試験は、計算問題での処理が大変多い問題であり、判断ができないものも数多くあったため、計算問題では高得点を取るのは困難であった。反対に、理論問題は、答案用紙も少なく、特に問2は重要理論である確定申告の個別理論での出題であったこと、また問1もある程度まとまった解答をすることが可能な問題であったため、計算問題に比べ得点はしやすい問題であった。

計算問題では、正答できる箇所がとても少ないが、その中でも比較的平易な論点を探し出し、得点に結びつけていけたかどうかポイントになると思われる。

●合格ライン

〔第一問〕

問1の合格確実ラインは24点、ボーダーラインは20点程度であると思われる。

問2の合格確実ラインは18点、ボーダーラインは14点程度であると思われる。

〔第二問〕

合格確実ラインは28点程度、ボーダーラインは18点程度であると思われる。

合格ラインは、第一問が34点前後、第二問が18点前後、合計52点前後と考えられる。
合格確実ラインは、第一問が42点前後、第二問が28点前後、合計70点前後と考えられる。

●税理士試験後の受験プランニング

TAC 配点での得点	答練等での成績	次年度のコース選択案
52点以上	—	次の科目に進みましょう。
47点～51点	—	次の科目に進むことをおすすめします。なお、不安な方は「年内上級演習＋上級コース」で実力維持を図りましょう。
42点～46点	平均点以上	「年内上級演習＋上級コース」で実力維持を図りましょう。なお、学習時間を確保できる方は次の科目も受講しましょう。
	平均点未満	「年内完結＋上級コース」または「ベーシックコース」で基本項目の再確認を行いましょう。
41点以下	—	「年内完結＋上級コース」または「ベーシックコース」で基本項目の再確認を行いましょう。



夏の税理士オンライン特別セミナー

～簿記・財表・法人・所得・相続・消費～ 科目別攻略 Zoom セミナー

要予約

※各セミナー
先着 400 名まで

Zoomでライブ配信！ 予約はこちらから

https://www.tac-school.co.jp/kouza_zeiri/zeiri_summersemi.html



税理士試験は科目ごとに出題傾向が大きく異なるため、TACでは科目別に「合格戦略」を立てて教材・カリキュラムを制作し、それに則して講義を展開しています。当 Zoom セミナーでは、簿記・財表・法人・所得・相続・消費の6科目について、各科目の学習内容、試験傾向、学習上のポイント等を担当講師が解説するとともに、8月～9月に開講する各コースについてご案内します。また、セミナー終了後には、ZoomのQ&A機能を使用した質疑応答も行います。当セミナーで疑問や不安を解消して、スムーズに学習をスタートさせましょう！

セミナー内容

- 科目の特徴(学習内容・試験傾向・学習上のポイント)
- 8月～9月入学コースの紹介
- 質疑応答

こんな方に オススメ

- はじめて該当科目を学習される方
- 科目選択や受講するコースをお悩みの方
- 該当科目の学習にあたって疑問や不安をお持ちの方

●開催日時及び担当講師

簿記論	財務諸表論	法人税法
8/18 (日) 10:00～11:00  河井 翔太 講師	8/17 (土) 10:00～11:00  渡辺 俊宏 講師	8/22 (木) 19:30～20:30  松田 好孝 講師
所得税法	相続税法	消費税法
8/20 (火) 19:30～20:30  信澤 奈津美 講師	8/25 (日) 10:00～11:00  阿部 史生 講師	8/19 (月) 19:30～20:30  二宮 良之 講師

※質疑応答の状況によっては、セミナー時間を30分程度延長する場合があります。

～酒税・固定・事業・住民・国徴～ ミニ税法徹底比較！

TAC 税理士講座ホームページで 配信！

https://www.tac-school.co.jp/kouza_zeiri/zeiri_summersemi.html



ミニ税法(酒税法・固定資産税・事業税・住民税・国税徴収法)は、試験科目の中でも比較的学習ボリュームが少ない科目です。当セミナーでは、各科目の学習内容や試験傾向、学習上のポイントを解説し、徹底比較します。科目選択で迷われている方は必見です！

セミナー内容

- ミニ税法5科目のオススメポイント
- 科目選択の判断方法

こんな方に オススメ

- 9月からミニ税法の学習を検討されている方
- 科目選択で迷われている方

セミナー担当講師

TAC 税理士講座講師
固定資産税

松葉 貴

配信予定:

8/9(金)～



～今が最前線！～ この夏の就活最新データ分析

要予約

※先着 400 名まで

Zoomでライブ配信！ 予約はこちらから

https://www.tac-school.co.jp/kouza_zeiri/zeiri_summersemi.html



税理士試験が終わって1週間。今が、会計業界就活最前線です！「この夏の就活にはどんな変化が起こっているのか？」「今からでも間に合う、効果的な対策は？」などについて、夏の就職説明会の最新データから紐解いていきます。他業界に比べて変化の激しい会計業界。最新の情報収集が就職活動の勝負を決めます。今まさに就職活動中の方も、これからという方も、ぜひご覧いただきたい内容です！

セミナー内容

- 2024年の夏の就職説明会の傾向分析
- 今からでも間に合う効果的な対策
- 質疑応答

こんな方に オススメ

- 最新の会計業界の情報を知りたい方
- これから就職活動を行う際のポイントを知りたい方

セミナー担当講師

TAC プロフェッションバンク
人材コンサルタント

小倉 亮介

開催日時:

8/13(火) 19:30～20:30



本試験の振り返りが 次のスタートに生きる!

8/12(月)
12:00より
公開予定!

①本試験後の
「受験プランニング」

②第74回税理士試験
「解答解説会」Web配信

※要申込

https://www.tac-school.co.jp/kouza_zeiri/sokuhou.html



■TACのサービスをご紹介

デジタル教材

デジタル教材を活用してスマート学習!



1

移動などのスキマ時間の
学習効率UP

電車の中や外出先でも
教材を広げることなく学習できる!



2

スマホやタブレットで
教材を持ち運び

デジタル教材ならたくさんの教材を持ち運ばず、
スマホやタブレット1台で楽々持ち運び!



3

便利機能も充実

キーワード検索やマーカー機能、
メモ書き機能で暗記箇所などをポイント学習!



アウトプット教材のPDFデータ提供拡充!

- ▶ミニテスト (問題・答案用紙)
- ▶トレーニング (問題・トレーニングシート)
- ▶実力テスト (答案用紙) 等

※TAC WEB SCHOOL内の「学習フォロー」より提供

https://www.tac-school.co.jp/kouza_zeiri/digital_kyouzai.html

